

美作大学・美作大学短期大学部 動物実験委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、美作大学・美作大学短期大学部動物実験に関する指針(以下「指針」という。)に基づき、美作大学・美作大学短期大学部動物実験委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 委員会は、美作大学・美作大学短期大学部において行われる動物実験に関する事項について審議し、指針の適正な運用に努めるものとする。

2 委員会は、実験者の実験計画の立案及び実験操作に当たって、指針に沿った実験がなされるよう助言等を行うものとする。

3 委員会は、実験者から提出された実験計画書及び実験報告書について審査を行い、必要と認めた場合は、実験者に対し助言や修正等を求めるものとする。

4 委員会は、実験者が実験を終了、又は中止したときは、その報告を求めるものとする。

5 委員会は、必要があると認めたときは、実験動物の飼育若しくは保管又は動物実験を行う施設における実験動物の取扱いの実態等について調査し、状況により改善を求めることができる。

6 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めた場合は、実験の途中にあっても、その報告を求めることができる。

7 委員会は、動物実験に係る点検評価及び情報公開に努める。

(審査の迅速化)

第 2 条の 2 委員長が次のいずれかの号に該当すると判断した場合は、審査手続きの簡略化を行って迅速審査することができる。

(1) 実験計画の軽微な変更

(2) すでに委員会において承認されている実験計画及び実験報告等に準じた実験等

(3) 「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(日本学術学会議 2006 年 6 月 1 日)等のガイドラインに著しく逸脱しない内容

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 教務部長

(2) 事務局長、総務課長

(3) 学長が指名した大学・短期大学部の教員 各 1 人
ただし、第 4 号の委員を兼ねることができる

(4) 大学・短期大学部において動物実験に携わる教員 1 人以上

(5) 本学の倫理審査委員会委員 1 人

(6) その他学長が特に必要と認めた者

(任期)

第 4 条 前条第 2 号～第 5 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、当該委員の選出方法に従って選出し、その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び幹事を置く。

2 委員長は、教務部長とする。

3 幹事は、総務課長とする。

(会議)

第 6 条 委員長は会議を主催し、議長となる。

2 議事は出委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 幹事は委員長の命を受け、委員会の事務を処理する。

4 委員会は必要に応じて、委員以外の教職員の出席を求めることができる。

(事務)

第 7 条 この委員会の事務は、総務課において処理する。

(所管課)

第 8 条 この規程の所管課は、総務課とする。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2. この規程の一部を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

3. この規程の一部を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。